

志木市立志木第四小学校 いじめ防止基本方針

令和2年7月1日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものである。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② Self-esteemをたかめる教育相談的工夫を推進し児童一人一人の自己有用感を高める。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種学校関係諸機関や専門家等の協力を得て解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に学力の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を得て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

令和2年度 道徳教育の方針・重点目標

学校教育目標「思いやりのある子」の具現化をめざし、学校全体における道徳教育の方針及び目標を次のように設定した。

◆校長の道徳教育の方針

道徳教育の推進にあたり、道徳の時間をはじめとする全教育活動、体験活動、家庭・地域社会との連携において、特に「社会や集団との関わり」に重点をおき、全教職員で誠実・着実に実践していく。

◇道徳教育の重点目標

Cの視点「主として集団や社会との関わりに関すること」

『 集団や社会との関わり合いを大切にし、より良く生きる児童の育成 』

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。

① 友達の良さを認め合う活動

友達との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高めるために、帰りの会等で友達の良さを発表して認め合う。

② 自己肯定感を育てる道徳の日

月1回、自己肯定感を育てる日（道徳の日）として位置づけ、道徳ノートを活用して心と心の連携を図る。

③ 弁護士による「いじめ予防授業」を実施する。

5年生において弁護士によるいじめ予防授業を学級ごとに実施する。自殺をした6年児童の遺書を読む活動を通していじめについて深く考えさせる。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ふれあい活動での異学年交流
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリント

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送らせる。

③ 心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

- ・命の授業
- ・県警あおぞらによるネットいじめのこわさ

・ネットモラル

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「地域とともに輝くひとみ・・・笑顔あふれる志木四小」の理念に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- ① 学級活動の時間を活用して、ネット問題について児童向けの指導を実施する。
- ② 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者を対象としたネットモラル講演会を外部講師に依頼し、継続して実施する。
- ③ 教職員対象のSNSの取り扱いを中心とした情報モラルに関する研修会を実施する。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部会」(定例いじめ防止対策委員会を兼ねる)

月1回各学年教職員間で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、当該学級担任・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者によるいじめ防止対策委員会を設置する。定期的な委員会は生徒指導部会と兼ね、いじめ問題が発生した場合には直ちに臨時の委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。状況により緊急生徒指導部会(いじめに関する内容であればいじめ防止対策委員会)を開催し敏速な対応を行う。

校長(不在の場合は教頭)の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急生徒指導部会のメンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、該当学級担任。

(もくせい会、朝霞警察署、青少年育成推進員、教育サポートセンター所長等)

5 重大事態の対処

(1) いじめの重大事態の意味

いじめ対策推進法28条第1号の「いじめにより」とは各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味している。また、法第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースを想定する

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第2号の「相当の期間」について、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合、いじめが原因であることが疑われる場合には上記目安に関わらず、ただちに教育委員会に報告すると同時に調査に着手する。

児童自身や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えられたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに細心の注意を払う。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は教育委員会の指導のもと、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

(3) 重大事態の報告

調査結果は教育委員会に報告するとともに、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも配慮する。あわせて、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講じる。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に児童の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること